



平成 23 年 10 月 24 日

各 位

本社所在地 東京都中野区中央二丁目 9 番 1 号  
会社名 健康ホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役社長 瀬戸 健  
コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス  
問合せ先 取締役 香西 哲雄  
電話番号 03-5337-1337  
URL <http://www.kenkou-hd.com/>

### 臨時株主総会の招集および付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 15 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 23 年 9 月 30 日を基準日として、同 11 月に臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしました。本日開催の取締役会において、臨時株主総会の招集及び付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 臨時株主総会開催日時及び会場

日 時 平成 23 年 11 月 15 日（火曜日） 午前 10 時  
場 所 東京都中野区中野四丁目 1 番 1 号  
中野サンプラザ 15F「エトワールルーム」

#### 2. 臨時株主総会付議議案

第 1 号議案 当社と健康コーポレーション株式会社との合併契約承認の件  
第 2 号議案 定款一部変更の件  
第 3 号議案 資本金の額の減少の件

#### 3. 付議議案の内容

第 2 号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 第 1 号議案でご審議いただく健康コーポレーション株式会社との吸収合併により、当社は事業持株会社となります。このため、通信販売市場での認知度とブランド力を持つ「健康コーポレーション」の社名を継承し、現行定款第 1 条

(商号) を変更するものであります。

(2) 第1号議案でご審議いただく健康コーポレーション株式会社との吸収合併により、当社の業容が拡大することに対応するため、第1号議案の承認可決を条件として、現行定款第2条(目的)を以下のとおり変更するものであります。

(3) (1)及び(2)の変更に対応するための附則を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| 第1章 総 則   | 第1章 総 則  |
| (商号)<br>第1条 当社は、 <u>健康ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Kenkou Holdings, Inc.</u> と表示する。                     | (商号)<br>第1条 当社は、 <u>健康コーポレーション株式会社</u> と称し、英文では <u>Kenkou Corporation, Inc.</u> と表示する。 |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社への出資又は当該会社の株式を取得、所有することにより、 <u>当該会社の事業活動を支配・管理すること</u> を目的とする。 | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。   |
| (1) <u>コールセンターの運営</u>   | (1) <u>健康食品の販売</u>   |
| (2) <u>コンピュータ、コンピュータ関連機器及びソフトウェアの企画、制作、販売、開発、設計、保守管理、輸出入並びに技能教育に関する業務</u>                               | (2) <u>化粧品<small>の製造及び販売</small></u>   |
| (3) <u>健康食品の製造販売業及び輸出入業</u>   | (3) <u>食料品<small>の販売</small></u>   |
| (4) <u>化粧品の製造販売業及び輸出入業</u>  | (4) <u>ビタミン類の補助食品<small>の販売</small></u>  |
| (5) <u>食料品の製造販売業及び輸出入業</u>  | (5) <u>茶類、清涼飲料水等<small>の販売</small></u>   |
| (6) <u>ビタミン類等の栄養補助食品の製造販売業及び輸出入業</u>  | (6) <u>乳製品等の製造、販売及び加工受託事業</u>  |
| (7) <u>茶類、清涼飲料水等の製造販売業及び輸出入業</u>  | (7) <u>農産物・水産物及びこれらの加工品の製造、販売</u>  |
| (8) <u>農産加工品、水産加工品の製造販売業及び輸出入業</u>  | (8) <u>惣菜の製造及び販売</u>   |
| (9) <u>惣菜の製造販売業及び輸出入業</u>   | (9) <u>スポーツ娯楽用品<small>の販売</small></u>  |
| (10) <u>健康機械器具、医療器具及び医療用具の製造販売業並びに輸出入業</u>  | (10) <u>健康に関する文化教室等の運営及び通信教育</u>   |
| (11) <u>健康機器及び医療機器の製造販売業並びに輸出入業</u>   | (11) <u>医薬品、医薬部外品<small>の製造販売</small></u>  |
| (12) <u>美容機器及び美容器具の製造販売業並びに輸出入業</u>   | (12) <u>医療器具、用具<small>の製造販売</small></u>  |
| (13) <u>医薬品、医薬部外品の製造販売業及び輸出入業</u>   | (13) <u>書籍類の出版、販売</u>  |
| (14) <u>痩身美容機器等の製造販売業及び輸出入業</u>   | (14) <u>薬局の経営</u>  |
|   | (15) <u>エステティックサロンの経営</u>  |
|   | (16) <u>フィットネスクラブの経営</u>   |
|   | (17) <u>喫茶、食堂、レストランの経営</u>   |
|   | (18) <u>広告、コマーシャルの企画、制作及び販売</u>  |
|   | (19) <u>経営に関するコンサルティング業務</u>   |
|   | (20) <u>美容機器・健康機械器具等の製造、リース、レンタル、販売</u>  |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(15) <u>頭髮美容、頭髮化粧品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p>(16) <u>全身美容メイク、全身化粧品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p>(17) <u>美容用雑貨の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p>(18) <u>上記(10)から(12)まで、(14)及び(17)記載の物品の修繕業務</u></p> <p>(19) <u>貴金属製品、室内装飾品、バッグ、靴等のファッション用品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p>(20) <u>落花生、小麦調製品、砂糖調整品等の食品原材料の販売業及び輸出入業</u></p> <p>(21) <u>包装資材及び梱包資材の製造販売業並びに輸出入業</u></p> <p>(22) <u>健康に関する文化教室等の運営及び通信教育</u></p> <p>(23) <u>スポーツ娯楽用品の製造販売業及び輸出入業</u></p> <p>(24) <u>書籍類の販売業及び輸出入業</u></p> <p>(25) <u>訪問販売業・通信販売業</u></p> <p>(26) <u>レンタル業及び総合リース業</u></p> <p>(27) <u>薬局の経営</u></p> <p>(28) <u>エステティックサロンの経営</u></p> <p>(29) <u>フィットネスクラブの経営</u></p> <p>(30) <u>喫茶、食堂、レストランの経営</u></p> <p>(31) <u>広告代理店業</u></p> <p>(32) <u>広告、広報に関する企画及び制作</u></p> <p>(33) <u>イベントの企画、立案、制作及び実施</u></p> <p>(34) <u>印刷業、印刷請負業、製版業、出版業並びに写真撮影及び写真製版業</u></p> <p>(35) <u>販売促進活動の企画、立案、制作及び実施</u></p> <p>(36) <u>販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務</u></p> <p>(37) <u>各種マーケティング業務</u></p> <p>(38) <u>ディスプレイ業並びに展示及び装飾の企画、制作及び施工</u></p> <p>(39) <u>ネオン看板、電飾看板並びに各種電子装置の企画、設計及び施工</u></p> <p>(40) <u>映像ソフト及び音声ソフトの企画、制作、取得、管理並びに販売業</u></p> <p>(41) <u>テレビ番組、ラジオ番組の企画、制作、運営及びこれらの請負</u></p> <p>(42) <u>広告表現の企画、制作及びこれらの請負</u></p> <p>(43) <u>不動産の売買、賃貸及び仲介</u></p> <p>(44) <u>財務書類の調査及び会計事務の代行</u></p> <p>(45) <u>一般事務処理、計算の受託、諸情報処理のコンサルティング業務</u></p> | <p>(21) <u>包装資材及び梱包資材の製造販売</u></p> <p>(22) <u>健康食品・美容機器・化粧品の品質と安全に係る研究と新製品の研究開発</u></p> <p>(23) <u>株式保有による事業活動の支配管理</u></p> <p>(24) <u>前各号に付随関連する一切の事業</u></p><br><p>(25) ~ (60) (削除)</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(46)有価証券の売買、保有及び運用<br/> (47)労働者派遣事業及び職業紹介事業<br/> (48)労務コンサルティング業務<br/> (49)人材育成のための教育事業<br/> (50)ベンチャー企業に関する情報収集及びこれに対する投資、支援<br/> (51)投資顧問業務<br/> (52)ベンチャー企業に投資するファンドの運用、管理及び投資の助言業務<br/> (53)経営コンサルティング業務及び資金調達の支援<br/> (54)投資事業組合財産の運用及び管理<br/> (55)会社の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋<br/> (56)投融資業務の経理事務及び審査業務の受託<br/> (57)貸金業法に規定する貸金業<br/> (58)融資、保証及び債権買取を含めた信用供与<br/> (59)著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の無体財産権の取得、管理及び使用許諾<br/> (60)前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> |  |
| <p>2. <u>当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>  | (削除)   |
| <p>第3条～第42条 (省略)</p>  | <p>第3条～第42条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(新設)</p>   | <p>附 則</p>   |
| <p>(新設)</p>   | <p>第1条 <u>第1条及び第2条の変更については、平成23年11月15日開催の臨時株主総会における「当社と健康コーポレーション株式会社との合併契約承認の件」の吸収合併の効力が発生することを条件として、当該効力発生日に効力を発生する。</u></p> |
| <p>(新設)</p>   | <p>第2条 <u>前条及び本条は、前条に基づき効力が発生した日をもって削除する。</u></p>  |

なお、第1号議案及び第3号議案の内容につきましては、平成23年9月15日付「連結子会社の吸収合併に関するお知らせ」及び「資本金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上